約六百二十名は十九日一斉に同盟罷業に出でたるため會社
は覚書の調印を無期延期するに至れり)

覚書

一、復帰者に対し争議中生活費補助として日給二十六日分の手当額相当額を支給すること(二十六日は争議日数)

二、新工場規則の作成に関しては石山委員若干を参加せしむること(石山は職工側代表との意味に於て)

三、十ケ条の要求書中の未決定事項は新工場規則作成の際参酌すること

四、自治會(職工長を以て組織するもの)員 旧精美堂部長に関する件(部長排斥の件)と會社刷新の件は立會人に一任すること

五、本年一月発表したる事業縮少に依る解雇者四七八名に對し一人平均金二百円平均を支給することとし其の總計金九万五千六百円より先に支給したる金二万参千五百六十円を控除したる残額七万二千九十四円を一括交付すること

六、右解雇者に對し別に金一万円を一括交付すること

七、本争議に関しては絶体に犠牲者を出さざること

八、第一、五、六項の金額の分配方法は一切出版労働組合に一任すること

九、復帰者は今後減産工務に従事すべく双方了解の上復帰する者なれば復帰後は一般従業員と共に勤

法人 協調會
財團 協調會